

協定書

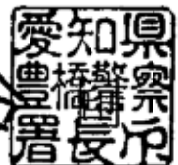
愛知県豊橋警察署と豊橋市教育委員会は、児童生徒の問題行動が深刻化・多様化している現状を踏まえ、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成を推進するため、相互の連携に関して別添の豊橋市「学校警察連携制度」に関する実施要領により、協定を締結する。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。

平成26年10月28日

愛知県豊橋警察署

署長 西村泰治



豊橋市教育委員会

教育長 加藤正俊



豊橋市「学校警察連携制度」に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、児童生徒が、自らの将来に夢と希望をもち、自らを高め、社会に役立つことができる人間に成長するよう、非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して指導を行う制度を設けることにより、児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

(個人情報の保護)

第2条 愛知県豊橋警察署（以下「警察署」という。）及び豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、個人情報保護の重要性に鑑み、児童生徒の個人情報について適正な取扱いを確保するものとする。

(名称)

第3条 第1条に規定する制度の名称は、豊橋市「学校警察連携制度」（以下「連携制度」という。）とする。

(連携機関)

第4条 この協定において連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 警察署
- (2) 教育委員会
- (3) 豊橋市立の全ての小・中学校、特別支援学校、高等学校、専修学校（以下「学校」という。）

(連携の内容)

第5条 各連携機関は、日々の業務、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に関する情報を相互に交換するとともに、必要に応じて連携機関が協議を行うものとする。

(情報の提供を行う事案)

第6条 この協定に係る相互連絡の対象となる事案（以下「対象事案」という。）は、次の各号に掲げるもので警察署長及び教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めるものとする。

- (1) 警察署が教育委員会に連絡する事案
 - ア 児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告されたもの
 - イ 児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた場合並びに関係者が複数にわたる場合で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれのあるもの
 - ウ 児童生徒の非行、犯罪被害等を防止し、又は健全育成のため、警察署長が学校との連携を必要と認めるもの
- (2) 教育委員会が警察署に相談又は連絡する事案（早期解決や当該児童生徒の指導及び支援について、当該児童生徒が在籍する学校の所属長（以下「校長」という。）が教育委員会と協議して警察署の有する専門的な知識、技能等を必要と認める次のものに限る。）
 - ア 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高いもの
 - イ 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるもの
 - ウ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのあるもの

(相互連絡の範囲)

第7条 この協定に係る相互連絡の範囲は、次によるものとする。

- (1) 対象事案に関する児童生徒の氏名等
- (2) 対象事案の概要
- (3) 対象事案に関する指導状況

(相互連絡の方法)

第8条 この協定に係る相互連絡の責任者及び方法は、次によるものとする。

- (1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った警察署長及び教育長とする。
- (2) 連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が、面会又は電話により、速やかに行うこととする。(警察署は生活安全課少年係、教育委員会は学校教育課を窓口とする。)

(秘密保持の徹底)

第9条 各連携機関は、収集した情報について秘密保持を徹底するとともに、連携制度の趣旨を逸脱した取扱い又は連携制度の目的以外のために利用してはならない。

(相互連携に関する配慮事項)

第10条 この協定に係る連携に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 相互に提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 対象事案に関係する児童生徒の対応に当たっては、連携制度の目的を踏まえ、教育的効果、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適切な措置を講ずること。

(検証)

第11条 各連携機関は、連携制度の運用状況について、年度ごとに検証することとし、その結果に応じて一部改正等必要な措置を講ずることとする。

(協議)

第12条 各連携機関は、連携制度の円滑な運用のため、必要に応じて協議を行うこととする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、警察署と教育委員会が協議の上、連携機関が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年10月28日から施行する。

(初回検証)

2 第11条の検証については、初回は、平成27年度末までに行うこととする。